

令和4年度 日本馬術連盟 競技会規程集 馬場馬術競技 規程改定のポイント

2022年3月11日

馬場馬術本部

令和4年4月1日からの主催・公認競技会における馬場馬術競技規程の主な改定箇所は下記のとおりです。他にも多数改定箇所がありますので競技会関連規程集をご確認下さい。

- 第422条 参加条件

令和3年度同様に、全日本馬場PART I・PART IIの選手権競技については、入厩後の当該競技の出場選手以外の騎乗は禁止となります。選手権競技への考え方を統一するため、全日本ジュニア馬場におけるヤングライダー選手権競技についても令和5年度から入厩後の当該競技の出場選手以外の騎乗を禁止します。

令和4年4月1日からの主催・公認競技会における馬場馬術競技規程の主な改定箇所は下記のとおりです。他にも多数改定箇所がありますので競技会関連規程集をご確認下さい。

- 第427条 拍車

馬のウェルフェア保護の観点から、水平拍車（丸みのある半楕円の球体を除く）、ディスク付き拍車の使用を禁止します。

令和4年4月1日からの主催・公認競技会における馬場馬術競技規程の主な改定箇所は下記のとおりです。他にも多数改定箇所がありますので競技会関連規程集をご確認下さい。

- 第430条 競技課目の実施(その他のペナルティ関連)

FEI規程改定に伴い、ペナルティのルールを統一し、国際大会・国内大会での相違をなくすため、令和3年度まで減点(マイナス2点)対象であった技術的過失は全て各審判員の最終得点率 から0.5%のマイナスとなります。

令和4年4月1日からの主催・公認競技会における馬場馬術競技規程の主な改定箇所は下記のとおりです。他にも多数改定箇所がありますので競技会関連規程集をご確認下さい。

- 第430条 競技課目の実施(出血関連)

演技中の出血関連の規定は令和3年度同様となります。今まで、演技終了後の点検時に限定していた規定の内、馬の口あるいは拍車があたる部位以外の出血関連規定を、[馬のウェルフェア保護の観点から](#)、演技中を除くすべての点検時に適用します。

令和4年4月1日からの主催・公認競技会における馬場馬術競技規程の主な改定箇所は下記のとおりです。他にも多数改定箇所がありますので競技会関連規程集をご確認下さい。

- 第430条 競技課目の実施(失権関連)

令和3年度に日馬連ウェブサイトにて告知しました競技アリーナ外周・競技アリーナ内で保護用ヘッドギアを着用しなかった場合の対応について、直ちに失権となる旨を規程集内に明記しました。

人の安全性保護の徹底をお願い致します。

令和4年4月1日からの主催・公認競技会における馬場馬術競技規程の主な改定箇所は下記のとおりです。他にも多数改定箇所がありますので競技会関連規程集をご確認下さい。

- 第437条 競技場審判団

新型コロナウィルス感染症の影響も含め、審判団メンバーが競技前や競技中に欠員になることの可能性が以前より高まっているため、競技の前あるいは途中で審判ができなくなった場合、FEI規程同様に、当該審判員のスコアは当該競技成績から削除する旨を加えました。